

平成28年（行ウ）第49号，同第134号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東ほか101名
被告 国

準備書面（38）

2019（平成31）年1月9日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄ほか

本書面では，2018年（平成30年）8月から同年12月まで、主に新聞記事にされた本件訴訟及び本件原発に関係する出来事について、その要点をまとめて述べる。

第1 本書面の意味

1 原告らは、今後各争点について法的、理論的な主張を随時する予定であるが、世の中は日々刻々と動き、原発問題に関わる出来事、本件訴訟・本件原発に密接に関係すること、またその根底的なところに影響を及ぼす出来事が日々起きている。

そこで、本書面において、本弁論期日までの関連した出来事を、主に新聞記事から追う形を取ることによって明らかにしていく。

2 記述の仕方については、次のように統一して記載した。

* 新聞記載日 新聞社名 書証番号

なお、記載の順番は日付の順にした。

- (1) 新聞記事の見出し（大きい順に）
- (2) 記事の要約、一部の抜粋
- (3) その記事に対する原告らの主張、考え

3 原告らの工夫、配慮

地元愛知県の人々の6割が読んでと言われる中日新聞を中心に、原発関連記事を毎日継続的に追いつけてきており、それら記事は非常に多岐に上り、情報としては膨大なものとなる。

その中で、本件に関連するものあるいは参考になるものを取捨選択をし、裁判所に是非参考にして頂きたいもの、また我々の主張の根拠ともなるものに絞ることにした。

また、新聞の記載の仕方、活字の大きさ等により、新聞が伝えようとする意図やその出来事のインパクトを大事にするため、出来るだけ原寸大で写し（書証）を作成することにした。折り曲げが多くあるので、読むときにやや面倒ではあるが、その意図を理解して頂きたい。

4 これらの記事から、以下のことが明確に伝わってくる。

- (1) 高浜1, 2号機、美浜原発3号機の問題性
 - ① 安全対策工事中だった高浜原発1号機で、落下した鉄材に当たった作業中の男性が重傷を負ったこと（甲G446）。
- (2) 老朽原発の問題性
 - ① 東北電力が運転開始から34年が経過した女川原発1号機を、再稼働しても採算が見込めないことや安全対策の難しさから廃炉にすることを決めたこと（甲G458）。
- (3) 原子力規制委員会の問題性

- ① 規制委員会が東海第二原発の運転延長を認めたが、これまでも3原発4基の運転延長を認めていることからすれば、40年ルールが形骸化しているとの批判があること（甲G466、甲G469）。
 - ② 規制委員会が、美浜，大飯，高浜の3原発の火山噴火による降灰量が想定より多かった可能性があるとして3原発への影響を再評価すると決めたが稼働を止めさせなかったことに対し、この3原発の適合性判断は問題であったことが明白になったのであるから、今すぐ稼働を止めるべきであると批判されていること（甲G473、甲G474、甲G475）。
- (4) 原発周辺住民及び国民の意識
- ① 東海第二原発の地元6市村の那珂市の海野徹市長が、同原発の再稼働に対し、「事故が起きれば、市は立地自治体以上の被害を受けるかもしれない。再稼働に反対だ」と述べたこと（甲G453）。
 - ② 東海第2原発から3キロの、自力避難が難しい高齢者を多く抱える医療機関や福祉施設では、その責任者が避難手段の確保さえままならず、「命を守るには再稼働反対しかない」と訴えていること（甲G467）。
- (5) 避難計画や事故が起きたときの手当の不十分さ
- ① おおい町において、原発事故時、甲状腺被ばくを抑えるために服用する「安定ヨウ素剤」の30キロ圏内（UPZ）への事前配布について、理事者が県と同じく実現は難しいとの認識を示したこと（甲G426）。
 - ② 東海第二原発の再稼働に規制委員会が適合判断を下したが、地元の同意が得られることは困難であるだけでなく、避難計画の作業が進んでいないこと（甲G438）。
 - ③ 西日本や北海道を襲った7月の豪雨で、原発事故に備える住民避難計画で定めた避難経路のうち、土砂崩れや冠水などで通行止めになった道路が8道府県で計37カ所あったこと（甲G470）。

(6) 原発及びその関係施設のトラブル等

- ① 9月6日の北海道地震で、わずか震度2であった泊原発において、9時間半も外部電源が喪失するという非常事態が起こったと(甲G419)。
- ② 日立化成と日本ガイシで発覚した製品検査不正で、中部電力など7電力会社計11原発で、該当の製品が重要な箇所で使用されていたことがわかったこと(甲G424)。
- ③ 高浜原発3号機原子炉格納容器内で、男性作業員が作業計画の設定限度線量を超える被ばくをしたこと(甲G424)。
- ④ 志賀原発2号機で9月下旬、非常時に原子炉建屋内の放射性物質を除去する活性炭フィルター付き換気装置が不具合で停止したこと(甲G445)。
- ⑤ 浜岡原発の部品に、免震不正があった油圧機器大手 KYB の製品が使われていることが分かり、その検査がなされることが明らかになったこと(甲G459)。

(7) 原発が持つ問題性

- ① 日本原子力研究開発機構の核燃料サイクル工学研究所(茨城県東海村)で、作業員1人が放射性物質プルトニウムに汚染されたこと(甲G412)。
- ② 廃炉が決まった高速増殖原型炉もんじゅで、炉内外の核燃料を取り出す作業で、出だしからトラブルが相次ぎ廃炉作業に遅れが生じていること(甲G415)。
- ③ 日本原子力研究開発機構がもんじゅなど79の原子力施設について、約70年間の廃止に向けた工程表案を発表したが、2030年代前半にも放射性廃棄物の保管先が足りなくなる可能性があるだけでなく、巨額の費用や人材の確保など課題は山積みとなっていること(甲G416)。

- ④ 浜岡，柏崎，東通原発で，緊急時に原子炉に冷却水を送る配管の耐震性の計算に誤りが見つかったことが分かったこと。中には、想定される大きさの10分の1近くまで過小評価するという誤りがあったこと（甲G417）。
 - ⑤ 日本原子力研究開発機構が，国内に保有する約4.6トンの研究用プルトニウムについて，海外に処分を委託することも含めて検討する方針を原子力委員会に示したこと（甲G425）。
 - ⑥ 「日本原子力研究開発機構」が各地に保有する原子力関連の79施設のうち青森，茨城，岡山3件にある10施設の廃止に伴う「解体費」を約180億円と試算していたことが分かったこと（甲G449）。
 - ⑦ 米エネルギー省のブルーエット副長官が，多額のコストの費用と長期の建設期間を要する従来型の大規模原発は，米国でも新增設が困難な情勢であると述べたこと（甲G455）。
 - ⑧ 高速実験炉「常陽」の再稼働に必要な安全対策工事費が，当初想定約54億円から3倍以上の約170億円に増えることがわかったこと（甲G461）。
 - ⑨ 業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の元会長の勝俣恒久被告が，津波対策について「下が報告してこなかったのも特に関心を持たなかった」と法廷で供述したこと（甲G463）。
 - ⑩ 福島原発事故の処理のために，その作業に従事した労働者が長時間労働による過労死したと認められたこと（甲G464）。
- (8) 福島第一原発事故と未だ続くその被害
- ① 福島原発事故から7年半経っても，溶け落ちた核燃料や燃料デブリの処理は手つかずのままで，先の見通しも立っていないのが現状であること（甲G418）。

- ② 福島原発事故から7年半経っても、放射線量の高い帰還困難区域が7市町村で残り、立ち入りも制限されたままになっていること（甲G421）。
 - ③ 廃炉に向けた作業が進む福島第一原発に新たな防潮堤を建設し、津波対策を強化すると発表したこと。一旦事故にあった福島原発第1号機でさえ再度津波に遭う可能性があること（甲G429）。
 - ④ 福島第一原発3号機の使用済み燃料プールからの核燃料の取り出し作業が、トラブル続きで開始が延期されること（甲G439）。
 - ⑤ 福島第一原発の汚染水を浄化した後にタンクで保管している水の約8割に当たる75万トンで、トリチウム以外の放射性物質の濃度が排水の法令基準値を超過していること（甲G441）。
 - ⑥ 電力福島第1原発で、処理水をためるタンクが増え続け、廃炉作業の足かせとなっていること。敷地内には、高さ10メートル以上の巨大なタンクが約900基あり、貯められている処理水の総量は89万トンに上ること（甲G451）。
 - ⑦ 福島原発事故の放射性物質の影響が、県内のサルに及んでいるとの報告がなされたこと（甲G472）。
- (9) 福島原発事故の風化
- ① 原発賠償の法改正が議論されたが、損害賠償の増額や国の賠償責任の明確化までは踏み込まれず、結局原発に誰が責任を持つかあいまいなままになってしまったこと（甲G457）。
- (10) 放射性廃棄物について
- ① 使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物などの中間貯蔵施設や最終処分場の候補地となるのをあらかじめ拒否したり、放射性廃棄物の持ち込みを規制する条例が、全国22自治体で施行されていること（甲G41

- 4)。
- ② 福井県の県議会において、使用済み燃料の中間貯蔵施設を福井県外に置くことを、原発停止まで求めて立地地域の委員が強く求めていること（甲G428）。
 - ③ 福島の間接貯蔵が稼働して1年経ったが、最終処分場の道筋が未だ見えず、地元福島では中間貯蔵施設が最終処分場にされるのではないかと不安が強いこと（甲G462）。
 - ④ 関電の使用済み核燃料の中間貯蔵施設の候補地選びが約束が守れず越年することになったこと。関電の使用済み核燃料の貯蔵プールは、6～9年程度で満杯になる見込みだが、搬出先の確保について地元福井県の同意が得られなければ、高浜、美浜の原発3基の再稼働に地元同意が得にくくなること。使用済み核燃料の貯蔵プールは解決が不可能なほど大きな負の問題であること（甲G477）。
- (11) 原発推進側の原発維持のための問題のある施策や情報操作等
- ① 経済産業省が、家庭や事業者が太陽光で発電した電力の買い取り価格を数年で現行の半分程度に引き下げる方針を固めたこと。これにより、太陽光の普及にブレーキがかかる恐れもあること（甲G423）。
 - ② 9月の北海道地震で泊原発の外部電源が一時喪失したことがあったが、立地と周辺の計4町村が電源喪失の事態を住民に周知していなかったこと（甲G427）。
 - ③ 国内の総発電量に占める原子力発電の割合が2050年度には1割未満にとどまるとした環境省の試算が、経済産業省の反発を受けて公表されずに撤回されていたこと（甲G434）。
 - ④ 福島第一原発事故の汚染水処理の汚染水の8割が基準値を超えていたことを、東電が指摘を受けるまで公表をしていなかったこと（甲G442）。

- ⑤ 九州電力が、原発が再稼働したため電力が余り、太陽光発電の一部事業者を対象に発電を一時的に停止するよう指示する出力制御を実施したこと（甲G447、甲G448、甲G450）。
 - ⑥ 福島原発事故の汚染水の放射性物質の測定結果の資料に誤りが1276箇所もあり、当初約260カ所としていた発表と違っていたこと（甲G452）。
 - ⑦ 浜岡原発が立地する静岡県御前崎市で、情報公開条例の施行前に作成された浜岡原発に関する公文書について、施行前を理由に非開示となる例があったこと（甲G456）。
 - ⑧ 泊原発の施設内の直下を通る断層が活断層でないとする根拠が大きく揺らいでいるが、それでも北電が再稼働にやっきになって再稼働をしようとしていること（甲G460）。
- (12) 我が国及び世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること、及び原発に将来性がないこと
- ① 再生可能エネルギーが多数の有力企業に注目を浴びてきており、世界的な大きなうねりとなってきていること（甲G413）
 - ② 米カルフォルニア州知事が、2045年までに化石燃料を全廃し再生可能エネルギーに100%切り替えることを決めたこと（甲G420）。
 - ③ 福島原発事故をきっかけに台湾では再生可能エネルギーの割合を20%にしようと、風力に3.5兆円を投資するなど再生可能エネルギーの開発が本格化し始めていること（甲G422）。
 - ④ 脱原発などを呼び掛ける「さようなら原発全国集会」が9月、東京都渋谷区の代々木公園であり、敬老の日と重なったがシルバー世代の参加も目立ち、市民ら約8000人（主催者発表）が集まったこと（甲G430）。

- ⑤ リコー、イオン、福島県など20を超える企業・自治体が、太陽光や風力などの再生可能エネルギーで電気を100%まかなう目標を打ち出したこと（甲G431）。
- ⑥ トヨタ自動車と独立系投資会社のスパークス・グループが、再生可能エネルギーを扱う発電所に300億円規模の資金調達を目指すファンドを設立すると発表したこと（甲G432）。
- ⑦ 大手電力の送電線網をつなぐ連系線を有効活用するための新しいルールが始まり、市場で価格の安い電気が優先的に連系線を利用できるようになること（甲G444）。
- ⑧ 米エネルギー省が、南部サウスカロライナ州のサバンナリバー核施設で進めていた原発用のプルトニウムとウランの混合酸化物（MOX）燃料を製造する工場の建設中止を決めたこと（甲G454）。
- ⑨ 米電力市場の動向を報告書にまとめた公益財団法人・自然エネルギー財団の石田雅也氏が、アメリカでは、飛躍的なコストの低下で風力発電と太陽光発電が大きくシェアを伸ばしていると述べたこと（甲G465）。
- ⑩ 中部電力が、トヨタ自動車が再生可能エネルギーの普及をめざして設立したファンドに参画し、その出資額は数十億円規模になる見通しであること（甲G468）。
- ⑪ イオンと中部電力が提携して太陽光売電の普及のためにサービスを開始すると決めたこと。再生可能エネルギーの普及が電力会社においても進展していること（甲G471）。
- ⑫ 政府と三菱重工業がトルコへの原発輸出を進めていたが、建設費が当初の2倍かかることから交渉が難航し断念する方向になったこと。原発の建設費は世界的に上昇しており、海外への原発輸出は相次いで頓挫していること（甲G476）。

(13) 司法に対する失望、要望

① 広島高裁で伊方原発の運転差し止め決定が覆されたが、活断層がなかったにもかかわらず震度7の大地震が北海道で起きたことを考えれば、地震国である我が国の特質からしても再稼働を認めることは危険であると批判されていること（甲G435）。

同じく、裁判官は福島原発の事故を忘れていないのではないかと批判をされていること（甲G436）。

同じく、住民だけでなく、火山学者からの「科学的でない」との批判があること（甲G437）。

② 大分地裁が伊方原発3号機の運転差し止めを認めなかったことに対し、あいまいな概念である社会通念を用い、地震や噴火のリスクを顧みずに原発の再稼働を認める裁判所に対して大きな批判があること（甲G440、甲G441、甲G443）。

以上の記事の内容からすれば、まさにどこからも圧力を受けることなく、法と良心にのみに従う裁判所こそ、今期待されているのである。

裁判所には、この記事に書かれている事実と、時代の流れと、福島原発事故の被害を直視し、人権の最後の砦であるとの裁判所本来の役割を果たして頂くよう、強く求めるものである。

本件について言えば、原発にはこのような問題があるのであるから、本件原発における被告の審査は厳重の上にも厳重に行われなければならなかったのであり、本件訴訟における裁判所の審査も厳格に行われなければならない。

5 最後に、世の中に起きている原発の話題や問題点がそのまま報道されるわけではないことにも注意頂きたい。

すなわち、新聞社も経済的基盤は重要であるから、電力会社やその関連会社

との関係で十分な報道が期待出来ない面もあつたり、マスコミ自身が自ら自主規制するような状況がある。

特に、3. 11 後から7年半以上が経ち、近時、人々の意識も風化しつつあり、読んでくれないから全国ニュースにのぼらない、また全国的に報道されないからまた風化が進むという悪循環がある。

そういう中で、様々な圧力にも負けずに、各新聞は報道をし続けているのであり、その様々な条件を乗り越えて記事となったのが、今回紹介し、書証として提出する記事であることを念頭に置いて頂きたい。

第2 各記事について

1 平成30年8月24日 朝日新聞（甲G412）

(1) 研究所の作業員 放射性物質汚染

茨城の核燃料施設

(2) 日本原子力研究開発機構の核燃料サイクル工学研究所（茨城県東海村）

で今月6日、作業員1人が放射性物質プルトニウムに汚染されたことがわかった。左あごに約5ベクレルの汚染が確認された。

(3) 通常に動いている原発関連施設においても、放射能により日常的な汚染が発生していること、原発が存在することによる被害はどこまでも我々人間に害を及ぼすこと。

2 平成30年8月26日 朝日新聞（甲G413）

(1) 社説 再生可能エネルギー 「主力化」へ挑戦の時だ

(2) 太陽光や風力などの再生可能エネルギーの「主力化」をめざす。政府が7月に決めた新たなエネルギー基本計画に、そんな方針が盛り込まれた。

ただ、「30年度に発電量の22～24%を再エネでまかなう」とする従来目標を変えなかったのは消極的すぎる。国内ではすでに15%程度まで

伸び、目標の前倒し達成が視野に入る。欧州では、ドイツの連立与党が「30年に65%」の目標で合意するなど、もっと高い水準をめざす国が多い。日本も、どこまで増やせるか、可能性を追求しなければならない。

日本の産業界は出遅れ気味だったが、注目される動きも出てきた。7月に100以上の有力企業や自治体、団体などが、再エネの普及や情報発信で連携する「気候変動イニシアティブ」を結成した。参加企業は、製造業や金融、建設など幅広い。

エネルギーや環境の面で、社会を持続可能な姿に変える試みは、いまや世界的なうねりとなり、新たな発展の機会を生み出している。この機運を行政、企業、消費者などに浸透させ、次の時代に向かう力としたい。

- (3) 再生可能エネルギーが多数の有力企業に注目を浴びてきており、世界的な大きなうねりとなってきたこと。もう原発を動かさなくても、エネルギーは十分にまかなえること。

3 平成30年8月28日 朝日新聞（甲G414）

(1) 核ごみ拒否条例22自治体

適地公表で警戒広がる

- (2) 原発にたまり続ける使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物などの行き場が定まらない中、中間貯蔵施設や最終処分場の候補地となるのをあらかじめ拒否したり、放射性廃棄物の持ち込みを規制したりする条例が、全国22自治体で施行されている。特に経済産業省が最終処分場の適地を色分けした「科学的特性マップ」を昨年7月に公表してから警戒感が広がり、5自治体が制定した。

- (3) どの自治体も放射性廃棄物の受け入れ地にはなりたくないと考えていること、このような誰もを受け入れられない放射性廃棄物を生み出す原発は

すぐにでも止めるべきであること。

4 平成30年8月30日 朝日新聞（甲G415）

(1) もんじゅ廃炉 険しい道

国内前例なし 燃料処分方法未定

(2) 日本原子力研究開発機構は29日、廃炉が決まった高速増殖原型炉もんじゅ（福井県敦賀市）で、炉内外の核燃料を取り出す作業を30日から始めると発表した。3750億円の国費を投じ、30年にわたる廃炉作業が本格化する。最初のハードルとなる燃料取り出しは経験が乏しく、準備段階でもトラブルが相次いだ。出だしから1カ月遅れており、地元からも不安の声が上がる。

(3) ただでさえ莫大な廃炉費用がかかるもんじゅの廃炉作業が、出だしからトラブルが相次ぎ遅れが生じていること。今後どれだけの費用と時間がかかるか、全く不明であること。原発は経済的にも、科学的にも人間が手を出すべきものではないこと。

5 平成30年9月1日 朝日新聞（甲G416）

(1) 放射性廃棄物 30年代に容量超え

原子力機構 79施設廃止へ工程案

(2) 日本原子力研究開発機構は31日、高速増殖原型炉もんじゅ（福井県）など79の原子力施設について、約70年間の廃止に向けた工程表案を発表した。多くの施設で廃止措置を並行して行うのは前例がなく、2030年代前半にも放射性廃棄物の保管先が足りなくなる可能性がある。巨額の費用や人材の確保など課題は山積みだ。

(3) 放射性廃棄物が後10年少しで保管容量を超えて、保管できなくなってし

まうこと、原発の稼働はすぐにでも止めるべきであること。

6 平成30年9月6日 中日新聞（甲G417）

(1) 原発配管 耐震計算に誤り

浜岡、柏崎、東通 緊急時 炉に冷却水

(2) 東北電力の東通原発（青森県）、東京電力の柏崎刈羽原発1号機（新潟県）、中部電力の浜岡原発4号機（静岡県）で、緊急時に原子炉に冷却水を送る配管の耐震性の計算に誤りが見つかったことが分かった。3社が明らかにした。東通では、配管の一部で地震時にかかる負荷を、想定される大きさの10分の1近くまで過小評価していた。3原発とも、原発メーカーの東芝が計算を誤っていた。いずれも計算をやり直した結果、必要な性能基準を満たしていたという。

(3) 3つの原発の配管の耐震計算に、想定される震動の大きさの10分の1近くまで過小評価するという誤りがあったこと。膨大な部品の集合体である原発において、一つの部品の不具合であっても大事故に繋がりにかねないこと。

7 平成30年9月6日 毎日新聞（甲G418）

(1) 見えてきた原発事故のデブリ

(2) 東京電力福島第一原発事故から11日で7年半が経過するが、溶け落ちた核燃料や周囲の構造物（燃料デブリ）の処理は手つかずのまま。原子炉圧力容器を突き抜けたデブリの取り出しは前例がなく、廃炉に向けた最大の難関となっている。現状に迫った。

福島第一の取り出しについては、国際廃炉研究開発機構（IRID）などが具体的な方法などを検討しているが、格納容器が損傷しているため、水で

満たしてデブリからの放射線を遮蔽することができない。このため空気中での取り出しが想定されており、作業員の被ばくリスクが問題になりそうだ。2号機の格納容器内部は推定で最大毎時650シーベルトと高線量で、原子力規制委員会の更田豊志委員長は「いたずらに取り出しを急ぐべきではない」と慎重な検討を求める。

取り出し後の保管場所や処分方法については、まだ議論されていない。東京都市大の高木直行教授（原子力工学）は「デブリを全て取り出すのは技術的に困難で、現実的ではない。現時点で何ができて、何ができないのか。政府と東電には国民に説明する責任がある」と指摘する。

- (3) 福島原発事故のデブリ処理は、7年半経っても全く手つかずのままで、先の見通しも立っていないのが現状であること、原発というものは我々人間の手には到底負えないものであること。

8 平成30年9月7日 中日新聞（甲G419）

- (1) 泊原発 震度2であわや

外部電源喪失9時間半 福島第一の悪夢よぎる

- (2) 北海道を襲った6日の地震で、北海道電力泊原発は停電によって外部電源を約9時間半失った。電源から遠く離れ、原発周辺は震度2程度の揺れだったにもかかわらず、一気に「非常時」態勢に陥った形だ。外部電源喪失の直後に非常用電源が起動しており、政府や北海道電は安全性を強調するが、原発の思わぬもろさが露呈した。

「事態が悪化しなければいいが」。6日早朝、泊原発の外部電源喪失の一報を受けた北海道電関係者の頭に7年半前の東京電量福島第一原発事故がよぎった。

原発は、核燃料が熱で溶け落ちる事故を避けるために原子炉や燃料を貯

蔵するプールの冷却を続けなければならない。福島第一原発事故では外部電源に加えて非常用電源も使えず炉心溶融を起こし、大量の放射性物質をまき散らした。

別の発電所で作った電気を原発に供給する外部電源は、深刻な事故を防ぐ「最初のとりで」だ。

しかし泊原発では、午前3時半ごろから午後1時まで、このとりでが崩れる状態となった。運転停止中だが、計1527体の使用済み燃料などをプールで貯蔵している。即座に敷地内の非常用発電機6台が起動し、燃料の冷却を続け、悪夢の再来は避けられた。

- (3) 震度2の北海道地震で、泊原発において9時間半も外部電源が喪失した事態が起こったこと、原発の設備のもろさが露呈したこと。

9 平成30年9月11日 中日新聞（甲G420）

- (1) 再生エネ45年までに100%

カルフォルニア州 化石燃料を全廃

- (2) 米西部カルフォルニア州のブラウン知事は10日、再生可能エネルギーの発電比率を順次高め、2045年までに化石燃料発電を全廃する目標を盛り込んだ州法案に署名した。ブラウン氏は「(達成は)容易ではないが、やらなくてはいけない。気候変動の脅威に必要な措置を取る」と強調した。
- (3) アメリカカリフォルニア州知事が、化石燃料を全廃し再生可能エネルギーに100%切り替えることを決めたこと。原発は今や再生可能エネルギーの取って代わられることが確実であること。

10 平成30年9月11日 毎日新聞（甲G421）

- (1) 東日本大震災7年半

望郷の念 帰還見えず

- (2) 東京電力第一原発事故で福島県内 11 市村に出された避難指示は、原発立地の大熊・双葉両町を除く 9 市町村で順次解除された。しかし、放射線量の高い帰還困難区域が 7 市町村で残り、原発事故から 7 年半の今も立ち入りは制限されたままだ。帰還困難区域に人が住める日を目指して、6 町村は「特定復興再生拠点区域」（復興拠点）の計画を策定した。しかし、避難指示の解除目標は 2022 年春から 23 年春までとまだ先で、帰還を望む住民たちは「取り残された」との思いを抱く。
- (3) 3. 11 後 7 年半経っても放射線量の高い帰還困難区域が 7 市町村で残り、立ち入りも制限されていること。原発は、住民の住まい・生活を全部根こそぎ奪い、国土を失わせることになってしまうこと。

11 平成 30 年 9 月 11 日 朝日新聞（甲 G 4 2 2）

- (1) 「原発ゼロ」へ台湾本腰

風力投資 3.5 兆円想定 再生エネ割合 20%に

- (2) 台湾の蔡英文政権が脱原発政策を加速させ、代替エネルギー開発が本格化し始めている。だが電力確保は綱渡り状態。構想通りに「原発ゼロ」を達成するためには課題が残されている。

きっかけは東京電力福島第一原発の事故だ。

台湾では、二つの原発が台北市の中心から 30 キロ以内に立地し、第 4 原発の建設が約 40 キロの海岸で進んでいた。以前からあった反対運動が日本の事故を機に拡大。前政権は 14 年に第 4 原発の凍結へ追い込まれた。市民団体・台湾再生エネルギー推進連盟の高茹萍理事長は「事故後、脱原発を求める世論調査の数字が一気に増えた」と振り返る。

- (3) 台湾では、日本の福島原発事故をきっかけに、代替エネルギー開発が本

格化していること。世界の流れが、脱原発から再生可能エネルギーに大きくシフトしていること。

12 平成30年9月12日 中日新聞（甲G423）

(1) 太陽光 買取半額へ

(2) 経済産業省が、家庭や事業者が太陽光で発電した電力の買い取り価格を数年で現行の半分程度に引き下げる方針を固めたことが11日、分かった。買い取り費用の一部は電気料金に上乗せされており、価格の引き下げで消費者負担を軽減する狙いがある。一方で太陽光の普及にブレーキがかかる恐れもある。

(3) 経産省が、太陽光発電の買い取り価格を引き下げたこと。それにより消費者負担は軽減されるが、太陽光普及にブレーキが掛かることになり、世界の趨勢に反する結果になっていること。

13 平成30年9月13日 中日新聞（甲G424）

(1) 7電力11原発 不正検査品

日立化成と日本ガイシ製

(2) 日立化成と日本ガイシで発覚した製品検査不正で、中部電力など7電力会社が12日、該当の製品を計11原発で使用していたと明らかにした。それぞれ安全性に影響はないとしている。

製品は蓄電池や絶縁部品で、検査成績書に不適切な数値が記載されたり、顧客との契約通りの検査をしていなかったりした。原発では、非常時の原子炉注水に関わる装置や、送電設備に使われていた。

(3) 7電力11原発の、重要な所に使われる部品について製品検査不正が行われていたこと。膨大な精密部品の集合体である原発において、一つの部

品の不具合であっても大事故に繋がりにかねないこと。

14 平成30年9月13日 中日新聞（甲G424）

(1) 上限を超える線量

男性作業員被ばく 定検中の高浜3号機

(2) 関西電力は12日、定期検査中の高浜原発3号機（福井県高浜町）の原子炉格納容器内で、協力会社の50代の男性作業員が作業計画の設定限度線量を超える被ばくをしたと発表した。

(3) 通常に動いている原発においても、放射能により日常的な汚染が発生していること。原発が存在することによる被害は、どこまでも我々人間に害を及ぼすこと。

15 平成30年9月13日 朝日新聞（甲G425）

(1) プルトニウム 海外処分検討

原子力機構 研究用の4.6トン

(2) 日本原子力研究開発機構は12日、国内に保有する約4.6トンの研究用プルトニウムについて、海外に処分を委託することも含めて検討する方針を原子力委員会に示した。高速増殖原型炉「もんじゅ」（福井県敦賀市）の廃炉などで使い道のない「余剰プルトニウム」が増える恐れがあることから、原子力委は7月に出した新たな方針で、処分を検討するよう求めている。

(3) 余剰プルトニウムが増えすぎて、プルトニウムの処分に困っていること。これ以上増やさないためには原発の稼働の停止しかないこと。

16 平成30年9月13日 福井新聞（甲G426）

(1) ヨウ素剤事前配布

県同様実現厳しく おおい町

- (2) 原発事故時、甲状腺被ばくを抑えるために服用する「安定ヨウ素剤」の30キロ圏内（UPZ）への事前配布について、理事者は「多くの対象者に対して配布説明会や3年ごとの更新作業が必要となり、相当の人手や費用がかかるほか、配布後の薬剤管理などでも課題がある」と述べ、県と同じく実現は難しいとの認識を示した。
- (3) 被ばくを抑えるため安定ヨウ素剤の配布は欠かせないが、原発立地自治体である福井県もおおい町も事前配布の実現が難しいと述べていること。実際に事故が起きた場合の準備が十分でないことが明らかとなっていること、そのような場合には、原発は稼働させるべきでないこと。

17 平成30年9月14日 中日新聞（甲G427）

(1) 泊原発地元4町村 外部電源喪失周知せず

安全協定に規定なく

- (2) 北海道の地震による停電の影響で、北海道電力泊原発（泊村）の外部電源が一時喪失した問題で、立地と周辺の計4町村が当時、電源喪失の事態を防災無線や広報車を使って住民に周知していなかったことが分かった。北海道電と道、4町村が締結する安全協定では、4町村が今回のケースを住民に周知する義務はなく、道は「問題はなかった」と説明する。だが、停電の解消後にニュースで事実を知った住民からは不満や懸念の声が上がっている。
- (3) 北海道地震で泊原発の外部電源が一時喪失した時に立地と周辺の計4町村が電源喪失の事態を住民に周知していなかったこと。協定上の義務がなかったとはいえ、原発事故が起きた場合の際の連絡にも不安が積みまとう

こと。

18 平成30年9月14日 福井新聞（甲G428）

(1) 「約束破れば原発停止を」

県外中間貯蔵施設の年内提示 県会特別委 嶺南委員厳しい意見

(2) 県会原子力・エネルギー対策特別委員会は13日、開かれた。使用済み燃料の中間貯蔵施設の具体的な県外立地計画地点を、関西電力が年内に示すとしていることについて、嶺南選出の委員から「約束が守られなければ、再稼働した原発を止めるべきではないか」など、県の姿勢を厳しくただす意見が相次いだ。理事者は「企業のトップが約束したこと。約束を実現するのが筋」と述べるにとどめた。

(3) 使用済み燃料の中間貯蔵施設を福井県外に置くことを、原発停止まで求めて立地地域の委員が強く求めていること。それほど貯蔵施設の候補地は定まらないこと、原発のとんでもないごみを生み出し続けていること。

19 平成30年9月15日 朝日新聞（甲G429）

(1) 福島第一 防潮堤増設へ

大地震「切迫」 東電、危険と認識

(2) 東京電力は14日、廃炉に向けた作業が進む福島第一原発に新たな防潮堤を建設し、津波対策を強化すると発表した。これまでは事故後に造った仮設の防潮堤で乗り切れるとしてきたが、政府が昨年末、北海道沖で起きる超巨大地震の「切迫性が高い」と評価したことを受けて方針転換した。再び巨大な津波に襲われれば、汚染水の流出などが避けられず、廃炉作業に大きな支障が出ると判断した。

(3) 一旦事故にあった福島原発第1号機でさえ再度津波に遭う可能性があるこ

と。原発はあらゆる危険を想定しなければならず、莫大な費用がかかる危険な機械であること。

20 平成30年9月18日 中日新聞（甲G430）

(1) 地震の国に原発いらぬ

さようなら集会 市民ら8000人参加 東京

(2) 脱原発などを呼び掛ける「さようなら原発全国集会」が17日、東京都渋谷区の代々木公園であった。敬老の日と重なったが、シルバー世代の参加も目立ち、市民ら約8000人（主催者発表）が集まった。残暑に負けず「地震の国に原発いらぬ！」と声を上げた。

「さようなら原発」一千万署名市民の会が主催した。呼びかけ人の1人でルポライター鎌田慧さん（80）は「事故を起こそうが人の生活が破綻しようが死のうが、もうかればいいという不道德な原発は絶対に認められない」と強調した。

(3) 脱原発の集会に市民ら8000人が集まったこと。事故を起こそうが人の生活が破綻しようが死のうが、もうかればいいという不道德な原発から撤退すべきこと。

21 平成30年9月18日 朝日新聞（甲G431）

(1) 「再生エネ100%」目標広がる

リコー、イオン、福島県など20超す企業・団体

(2) 地球温暖化を防ぐため、太陽光や風力などの再生可能エネルギーで電気を100%まかなう目標を打ち出す企業や自治体が相次いでいる。これまでにリコーや富士通、イオングループなど20社・団体を超えた。温暖化防止のための枠組み「パリ協定」が2016年に発効したのを受け、世界

的に再生エネへの移行が加速している。国内でも今後、「再生エネ100%」の流れが広がりそうだ。

大企業向けでは、英国の NGO が14年に「RE 100」という再生エネ100%を目標にする企業の国際的ネットワークをつくった。参加企業は施設や工場などで使う電気を再生エネ100%にする達成年や進め方などの計画をつくり、毎年進み具合のチェックを受ける。世界では米アップルやスイス・ネスレなど140社以上が入っている。

日本では昨年4月、事務機器大手のリコーが初めて参加。積水ハウスや丸井グループなども参加し、今月ソニーが入って11社になった。多くが再生エネ100%と二酸化炭素(CO₂)排出ゼロを50年までに達成すると宣言している。

- (3) リコー、イオン、福島県など20を越す企業・自治体が、太陽光や風力などの再生可能エネルギーで電気を100%まかなう目標を打ち出したこと。近い将来、原発による電力は使われなくなること。

22 平成30年9月20日 朝日新聞（甲G432）

- (1) トヨタ、再生エネに100億円

投資会社とファンド設立

- (2) トヨタ自動車と独立系投資会社のスパークス・グループは19日、再生可能エネルギーを扱う発電所に投資するファンドを設立すると発表した。将来は投資先の発電所からトヨタの工場や販売店へ電力を供給することも検討する。

立ち上げるのは「未来再エネファンド」。トヨタが100億円を上限に出資し、全体で300億円規模の資金調達を目指す。10月末に設立。11月に運用を始め、出資者を追加で募る。投資するのは、日本国内にある太

陽光，風力，バイオマス，地熱，水力の各発電所。

- (3) 日本のトップ企業であるトヨタ自動車が、100億円を上限に出資し再生可能エネルギーを扱う発電所に投資するファンドを設立すること。日本のトップ企業まで再生可能エネルギーにシフトしたこと、原発の時代は終わりを告げること。

23 平成30年9月24日 中日新聞（甲G433）

- (1) 社説 安倍政権に注文する

「原発ゼロ」への転換を

- (2) もはや原発は、国家の意思と力がなければ、管理も廃棄もできない状態に陥っている。なのに、国民の多くが抱く不安や疑問に国は答えてこなかった。

世界が再生エネルギーへのシフトを進め、国民の過半が原発再稼働に反対する中で、なぜ原発を主力電源と位置付けたままなのか。核燃料サイクルをなぜ断念できないか。福島のような事故が再び起きたとき、誰が、どのように責任をとってくれるのか。そもそも責任がとれるのか。恐らく答えられないだろう。

原発事故の責任は、政府にも負いきれるものではない。福島の現状を見れば明らかだ。だとすれば「原発ゼロ」への転換を「国策」として明確に示すべきなのだ。

- (3) 福島の現状や、世界が再生エネルギーへのシフトを進め、国民の過半が原発再稼働に反対する現状を見れば、「原発ゼロ」へ国策を転換すべきことが明らかであること。

24 平成30年9月24日 朝日新聞（甲G434）

(1) 原発比率 消えた試算

環境省「50年度7～9%」 再稼働進める経産省 異議

- (2) 国内の総発電量に占める原子力発電の割合が2050年度には1割未満にとどまるとした環境省の試算が今年2月、経済産業省の反発を受けて公表されずに撤回されていた。経産省は当時、政府のエネルギー基本計画の改定作業を進めており、将来の原発比率に関する議論に影響することを懸念したとみられる。

再稼働を進める政権の方針に不都合なデータは極力、表に出さないという姿勢が浮き彫りになっている。

- (3) 経産省が、環境省の試算を公開させなかったこと。政府は原発再稼働を進めるために不利なデータを隠すようにしていること。不都合な情報を隠しても原発を動かそうとの力が働いており、その意味でも原発の安全性にも大きな不安があること。

25 平成30年9月26日 中日新聞（甲G435）

- (1) 社説 伊方運転容認 ”常識”は覆されたのに

- (2) 四国電力伊方原発の運転差し止め決定が、同じ広島高裁に覆された。

しかし例えば、どの原発の直下でも巨大地震は起こり得るという北海道地震の新たな教訓は、十分に考慮されたと言えるのか。

これまで、地震に対する原発の安全性は、重要施設の直下に活断層があるか否かが、基準にされた。ところが活断層のあるなしにかかわらず、原発の直下でも震度7の大地震が起こり得るということを北海道地震は知らしめた。

北海道で起こったことは、日本中どこでも起こりうる。地震に対する原発の規制レベルも大幅に引き上げるべきだということだ。

地震国日本は、世界有数の火山国。巨大噴火は予知できないというのは、それこそ学会の常識だが、大噴火のリスクに対する考え方もそろそろ改めるべきではないか。

”活断層なき大地震”の教訓が十分に反映されていない以上、古い地震科学や社会通念に基づいて原発の再稼働を認めることは、あまりに危険と言うしかない。

- (3) 伊方原発の稼働を認める判決は、北海道地震の経験からしても、地震国である我が国の特質からしても問題であり、再稼働を認めることは危険であること。

26 平成30年9月26日 毎日新聞（甲G436）

- (1) 「福島事故を忘れたか」

伊方再稼働容認 被爆者ら怒り

- (2) 被爆地・広島が「歴史的転換点」と評価した決定は、わずか9カ月で覆された。昨年12月の広島高裁の仮処分決定を取り消し、伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転を認めた25日の異議審決定。破局的噴火のリスクは容認できるとする「社会通念」を理由に再稼働を認めた内容に、被爆者ら住民側は「（2011年の）東京電力福島第一原発事故を司法はもう忘れたのか。原発安全神話に逆戻りしている」と怒りや疑問の声を上げた。

記者会見した住民側弁護団の河合弘之弁護士は「原発の規制は、一般防災に比べ格段に高度な安全性が求められる」と強調し、社会はゼロリスクを求めているとする「社会通念」に反発した。原告人の一人で被爆3世の綱崎健太さん（38）＝広島市中区＝は「裁判長は福島原発の事故を忘れている」と憤った。

- (3) 伊方原発の稼働を認める判決に対し、「裁判官は福島原発の事故を忘れて

いる」と批判をされていること。

27 平成30年9月26日 朝日新聞（甲G437）

(1) 噴火リスク「社会通念」で容認

広島高裁「大多数は問題にせず」 「それでも容認 科学ではない」

(2) 四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転を差し止めた仮処分決定について、広島高裁は四電の異議を認め、取り消した。頻度が低く、予測が難しい火山の巨大噴火による被害は「社会通念」上容認される。司法の「お墨付き」を得て、四電は伊方原発の運転再開に乗り出す。

決定は、国が破局的噴火へ対策を進めていないのに「国民の大多数は格別に問題にしていない」と指摘。「(破局的噴火を)容認する社会通念があると判断するほかない」と結論づけた。

差し止めが認められるためには、破局的噴火の可能性を相応の根拠で示さなければならないとし、住民側に高い立証のハードルを課した。

神戸大の巽好幸教授（火山学）は「頻度の低さは、安心を意味するものではない。想定される被害者数に発生確率をかけた危険度では、巨大噴火は最悪の災害の一つだ」と指摘する。

(3) 伊方原発の稼働を認める広島高裁の判決に対し、住民だけでなく、火山学者からの「科学的でない」との批判があること。

28 平成30年9月27日 中日新聞（甲G438）

(1) 東海第二原発 再稼働「適合」

地元同意の難航必至 周辺自治体同意も必要

(2) 原子力規制委員会は26日の定例会合で、日本原子力発電が東海第二原発（茨城県東海村）の審査で示した安全対策をまとめた「審査書」を了承

した。再稼働の審査に正式に「適合」したこととなり、2011年3月の東日本大震災で地震や津波の被害を受けた原発で初めて。東海第二は首都圏唯一の原発で、11月で運転期限の40年を迎え、原電は再稼働と最長20年の運転延長を目指している。

だが実際の再稼働は、安全対策工事が21年3月までかかる上、再稼働を認めるかの地元同意の手続きに、立地自治体だけでなく周辺自治体も加わる全国初のケースで、難航は必至だ。事故に備える住民避難計画の策定は、対象の半径30キロ圏に全国の原発で最多の96万人が暮らしており、作業は進んでいない。

- (3) 東海第二原発の再稼働に規制委員会が適合判断を下したが、地元の同意が得られることは困難であるだけでなく、避難計画の作業が進んでいないこと。

29 平成30年9月28日 朝日新聞（甲G439）

- (1) 核燃料取り出し 4度目の先送り
福島第一3号機 廃炉に影響も
- (2) 東京電力福島第一原発3号機の使用済み燃料プールからの核燃料の取り出しについて、東電と経済産業省は27日、今年11月に予定していた作業開始を来年2月以降に延期する、と発表した。クレーンなどの装置にトラブルが相次いでいるためで、実際の作業開始は来春以降にずれ込む見通し。40年間を見込む廃炉の工程全体にも影響が出る可能性がある。
- (3) 福島第一原発3号機の使用済み燃料プールからの核燃料の取り出し作業がトラブル続きで開始が延期されること。7年半前の福島原発事故がまだ全く処理が終わっていないだけでなく、トラブル続きで作業の先が見通せないこと。

30 平成30年9月29日 中日新聞（甲G440）

(1) 社説 大分・伊方決定 社会通念というリスク

(2) 司法はまたしても「社会通念」という物差しを持ち出して、四国電力伊方原発（愛媛県）の運転差し止めを求める住民の訴えを退けた。原発リスクにおける「社会通念」とは、いったい何なのか。

大分地裁は、やはり四国電力側の主張を丸のみにするかのように「原発の耐震性評価は妥当」と判断し、「阿蘇山の破局的噴火が生じることが差し迫っているとは言えない。破局的噴火に相応の根拠がない場合、社会通念上無視できる危険である」とした。

3日前の広島高裁と同様、まともや「社会通念」という、科学でもない、法律でもない、あいまいな”物差し”を持ち出して、大分地裁も、住民側が主張する具体的な不安を退けた。

重ねて問う。「社会通念」とは、いったい何なのか。

地震や噴火のリスクは確かにそこにある。しかし、確率は低く、取るに足らないものであり、そのようなことに不安を覚える人たちが、非常識だということなのか。

だから、備えを怠る必要もないという判断なのか。

このような「社会通念」が定着し、原発が次々と息を吹き返していくとするならば、「安全神話」の復活以上に危険である。

(3) あいまいな概念である社会通念を用い、地震や噴火のリスクを顧みずに原発の再稼働を認める裁判所に対して大きな批判があること。

31 平成30年9月29日 中日新聞（甲G441）

(1) 伊方差し止め 大分も却下

地裁，広島に続き「安全性欠けない」

- (2) 四国電力伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の運転差し止めを，対岸の大分県の住民が求めた仮処分申し立てに対し，大分地裁は28日，差し止めを認めず，却下する決定をした。佐藤重憲裁判長は争点だった阿蘇山の噴火リスクについて「運用期間中に破局的噴火が差し迫っているとは言えず，原発は安全性に欠けない」と判断した。住民側は即時抗告する方針。
- (3) あいまいな概念である社会通念を用い、地震や噴火のリスクを顧みずに原発の再稼働を認める裁判所に対して大きな批判があること。

32 平成30年9月29日 中日新聞（甲G441）

(1) 福島第一 浄化後の汚染水

8割が基準値超え

- (2) 東京電力は28日，福島第一原発の汚染水を浄化した後にタンクで保管している水の約8割に当たる75万トンで，トリチウム以外の放射性物質の濃度が排水の法令基準値を超過しているとの調査結果を明らかにした。今後，海洋放出など処分をする場合，多核種除去設備（ALPS）などで再浄化する方針を表明した。

東電によると，今年8月時点で88万7000トンあった処理後の水のトリチウム以外の残留濃度が基準値を下回るものは13万7000トンで，75万トンは基準値を超過していると判断。うち16万1000トンは基準値の超過割合が10～100倍，6万5000トンは100倍以上で最も高いものは約2万倍に上るといふ。

- (3) 福島第一原発時事故の汚染水処理の汚染水の8割が基準値を超えていたこと。汚染水処理が極めて不十分であること。原発事故の被害は全く終わっておらず果てしないこと。

33 平成30年9月29日 朝日新聞（甲G442）

(1) 東電，汚染水処理ずさん

基準値超え指摘受けるまで未公表

(2) 東京電力福島第一原発事故の汚染水処理のずさんな実態が露呈した。28日，汚染水の8割超が基準値を超えていたことを東電が初めて公にした。汚染水問題が浮上した2013年以降，「(汚染水は) コントロールされている」とし，東京五輪に向け問題を矮小化してきた経済産業省の責任も重い。

(3) 福島第一原発時事故の汚染水処理の汚染水の8割が基準値を超えていたこと。東電はそのことを指摘を受けるまで公表をしていなかったこと。東電だけでなく、事態を矮小化しようとする経産省の責任も重いこと。

34 平成30年9月30日 朝日新聞（甲G443）

(1) 社説 原発と火山 巨大噴火から逃げるな

(2) あいまいさを伴う社会通念を前面に出した司法判断には疑問が残る。放射能に汚染された地域への立ち入りが厳しく制限される原発事故の深刻さは、福島の事故が示す通りだ。原発を巡る「社会通念」とは何か、議論を尽くす必要がある。

規制委は3月，事務局を通じて「巨大噴火によるリスクは社会通念上容認される」との考えを示した。今月の広島高裁の決定も触れた見解だが，「委員会の使命である科学的評価を放棄した」との批判が出ている。

(3) あいまいな社会通念を前面に押し出してリスクを判断する裁判所に対して、福島原発事故の深刻さを忘れたものだとの批判があること。同様な批判は、規制委員会にも向けられていること。

35 平成30年10月2日 朝日新聞（甲G444）

(1) 送電線網つなぐ線 活用新ルール始動

安価な電気を優先へ

(2) 大手電力の送電線網をつなぐ連系線を有効活用するための新しいルールが1日から始まった。従来は申し込みの先着順に利用が認められていたが、今後は原則、市場で価格の安い電気が優先的に連系線を利用できるようにする。太陽光や風力など、燃料費がかからない再生可能エネルギーの普及を後押しする効果が期待される。

(3) 再生可能エネルギーの普及を促進するため、大手電力の送電線網をつなぐ連系線を有効活用するための新しいルールが始まったこと。ますます、再生可能エネルギーの利用が高まり、原発の依存度は低くなること。

36 平成30年10月11日 福井新聞（甲G445）

(1) 不具合起こし換気装置停止

北陸電・志賀原発2号

(2) 北陸電力は10日、運転停止中の志賀原発2号機（石川県志賀町）で先月下旬、非常時に原子炉建屋内の放射性物質を除去する活性炭フィルター付き換気装置が不具合で停止したと発表した。既に部品を交換、放射性物質の拡散もなかった。

(3) 志賀原発2号機で、換気装置が不具合で停止したこと。原発は多数の精密部品の集合体であるので、必ずどこかに不具合が生じてしまう危険性を持つ機械であること。

37 平成30年10月11日 福井毎日新聞（甲G446）

(1) 高浜原発 落下鉄材で男性重傷

相次ぐ事故 住民ら不安の声

- (2) 高浜町にある関西電力高浜原発の労働現場で、災害や事故が相次いでいる。6日には安全対策工事中だった1号機で、落下した鉄材に当たった作業中の男性が重傷。関電は「再発防止に努める」としているが、昨年には大型クレーンが倒れる事故も起きており、安全対策を疑問視する周辺住民もいる。

1号機は来年9月の再稼働に向け、容器上部のドーム型遮蔽を設置するなどの安全対策工事中で、男性は放射線管理区域で作業中だった。

- (3) 本件訴訟の対象原発である高浜原発1号機で、工事中に落下事故が起こり作業員が重傷を負ったこと。前年のクレーン事故に引き続き、事故が起きていること。

38 平成30年10月14日 中日新聞（甲G447）

(1) 太陽光 青写真に影

九電 全国初の出力制御

- (2) 九州電力は13日、太陽光発電の一部事業者を対象に、発電を一時的に停止するよう指示する出力制御を実施した。太陽光の発電量が増える日中に、電力供給量が需要を大きく上回ることで大規模停電が起こるのを回避するため、実施は離島を除き全国で初。14日の日中も実施される。全国でも太陽光発電の導入が先行する九州で、政府の固定価格買い取り制度（FIT）により、商機があるとみた大量の事業者が参入したことが背景にある。一転して逆風となる制御の実施で、事業者は国策に翻弄された形だ。今後も電力需要が下がる春や秋の休日に出力制御が他地域でも頻発する可能性がある。

- (3) 九州では原発が再稼働したため、電力が余り、太陽光発電の方を出力制御したこと。再生可能エネルギーに大きくシフトしている世界の流れに逆らって、我が国では原発の保護をしようと、逆行していること。

39 平成30年10月14日 朝日新聞（甲G448）

- (1) 余る電力 再生エネ岐路

太陽光発電 九電が抑制 再稼働の原発優先

- (2) 再生可能エネルギーの主力の一つの太陽光発電が、九州では13日にあふれそうになった。大停電回避のために、発電事業者とつながる送電線を九州電力が一部切り離して発電量を抑えた。離島を除き国内初で、14日も行う予定。原発4基の再稼働も背景にある。他地域でも起こりそうで、知恵を絞る時期にきている。

「原発は動かすのに、再生エネを抑えるのは順序が逆だ」。約40カ所の太陽光発電所を運営する芝浦グループホールディングス（北九州市）の新天地洋和社長は話す。

- (3) 九州では原発4基を再稼働させたため、電気が余り、太陽光発電の方を出力制御したこと。再稼働の原発を優先させた結果、世界の流れと逆のことをやっていること。

40 平成30年10月15日 中日新聞（甲G449）

- (1) 原子力10施設

解体費180億円 機構試算 負担は国民に

- (2) 国内最大の原子力研究機関「日本原子力研究開発機構」が各地に保有する原子力関連の79施設のうち青森、茨城、岡山3件にある10施設の廃止に伴う「解体費」を約180億円と試算していたことが分かった。

より小規模な施設の廃止関連費用も巨額に上ることが判明した。

- (3) 小規模な原子力施設10箇所の解体費用だけでも約180億円もかかること。原発による発電は、発電が終わっても多額の費用がかかり、処分困難な放射性廃棄物が出るなど、経済的に割に合わないこと。

41 平成30年10月17日 朝日新聞（甲G450）

- (1) 社説 太陽光の停止 電力捨てない工夫を
(2) 九州電力が、太陽光発電の一部の事業者に、一時的な稼働停止を求める措置に踏み切った。昼間に管内の供給力が需要を上回り、電力が余りそうになったためだ。

今回の出来事は、原発の再稼働が進むと、再エネ拡大の壁になりうることも示した。九電は4基の原発を動かし、太陽光の受け入れ余地が狭まった。

こうした状況が生まれたそもそもの原因は、基本計画が原発を基幹電源として使う方針を掲げ続けていることにある。政府はまずこの位置づけを見直し、原発依存度を下げる具体策を練るべきだ。「再エネ主力化」の本気度が問われている。

- (3) 原発の再稼働が進むと再生可能エネルギーの普及の壁になること。このような世界に逆行する太陽光の停止の原因は、我が国の電力の基本計画が原発を基幹電源として位置づけていることにあること。

42 平成30年10月18日 毎日新聞（甲G451）

- (1) 汚染処理水の処分混迷
福島第1原発廃炉の足かせに タンクに89万トン
除けぬトリチウム 基準超え再浄化へ

(2) 東京電力福島第1原発では、放射性汚染水を浄化した処理水をためるタンクが増え続け、廃炉作業の足かせとなっている。この夏、東電が「除去できる」と説明してきた放射性物質が処理水に残っていることが発覚し、処理水の処分方法を巡る議論は混迷を深める。

事故から7年半がたった敷地内には、高さ10メートル以上の巨大なタンクがあちらこちらに林立する。その数は約900基。ためられているのは、放射性汚染水から大部分の放射性物質を除去した処理水で、総量は89万トンに上る。

アルプスでは放射性物質のトリチウムだけは原理的に取り除くことができない。

ストロンチウム90などアルプスで除去できる一部の放射性物質が国の排水基準値を上回って残留していることが発覚。東電・政府はこれまで「トリチウム以外の放射性物質は基準値未満まで除去できる」と説明してきただけに、地元の参加者らからは「議論の前提が崩れた」などと批判が相次いだ。

(3) 福島原発事故による汚染水処理は、タンクは増え続ける、除去できるとされた放射性物質も除去できないことが分かるなど、問題点が山積していること。原発は、事故が起こればこれほどの大問題が生じ、さらにその処理も困難なものであること。

43 平成30年10月19日 中日新聞（甲G452）

(1) 東電汚染水 処理後の測定資料

誤り1200カ所超に

(2) 東京電力が政府の小委員会に報告した福島第一原発の汚染水を浄化した後に含まれる放射性物質の測定結果の資料に誤りが見つかった問題で、東

電は18日、当初約260カ所としていた訂正箇所数を精査した結果、実際には1276カ所だったと明らかにした。

- (3) 福島原発事故の汚染水の放射性物質の測定結果の資料に誤りが1276箇所もあり、当初の発表と違っていたこと。電力会社には、不都合な情報を出来るだけ出したいくないとの体質があること。

44 平成30年10月23日 中日新聞（甲G453）

- (1) 東海第二再稼働問題 事前同意30キロ圏から「反対」

茨城・那珂市長「事故起きれば被害」

- (2) 首都圏唯一の原発で、11月末に40年の運転期限を迎える日本原子力発電（原電）東海第二原発（茨城県東海村）を巡り、再稼働に事前同意が必要とされる地元6市村のうち、那珂市の海野徹市長が22日、本紙の取材に「事故が起きれば、市は立地自治体以上の被害を受けるかもしれない。再稼働に反対だ」と述べた。

反対の理由については、市が2016年度に実施した、再稼働についての市民アンケートの結果を挙げた。「反対」「どちらかといえば反対」と答えた人が約65%を占めた。「市民の意思を反映したかった。自分が市長であるうちに決断したかった」と語った。

- (3) 東海第二原発の地元6市村の那珂市の海野徹市長が再稼働に反対だと述べたこと。40年超の原発の再稼働に、地元住民は大きな不安を持っていること。

45 平成30年10月23日 中日新聞（甲G454）

- (1) MOX燃料工場

米が建設を中止 エネルギー省

- (2) 米エネルギー省は、南部サウスカロライナ州のサバンナリバー核施設で進めていた原発用のプルトニウムとウランの混合酸化物（MOX）燃料を製造する工場の建設中止を決めた。建設が遅れ費用がかさんだため、同省の核安全保障局（NNSA）は10日付けで、建設の事業者に契約終了を通告した。
- (3) アメリカにおいても費用が嵩むこと等で MOX 燃料工場の建設を中止したこと。世界的に、経済的側面からも原発からの脱却の動きがあること。

46 平成30年10月23日 毎日新聞（甲G455）

- (1) 「原発の未来 小型炉にある」
- (2) 来日中の米エネルギー省のブルーエット副長官は22日、トランプ政権が近く、新型原子炉向け核燃料を巡る開発方針を公表すると明らかにした。そのうえで「原子力発電の未来は小型化にある」として、日本政府や日本企業の技術協力を期待を表明した。

太陽光や風力など再生可能エネルギーの普及と発電コストの低下に伴い、多額のコストの費用と長期の建設期間を要する従来型の大規模原発は、米国でも新增設が困難な情勢だ。

- (3) 原発を推進する側においても、これまでの大規模原発には多額のコストの費用と長期の建設期間を要するデメリットがあることを理解していること。

47 平成30年10月24日 毎日新聞（甲G456）

- (1) 浜岡原発文書開示せず
御前崎市「公開条例の施行前」
- (2) 中部電力浜岡原発が立地する静岡県御前崎市で、情報公開条例の施行前

に作成された浜岡原発に関する公文書について、施行前を理由に非開示となる例があった。市などへの取材で判明した。国の情報公開制度では、さかのぼって情報公開すると規定。諮問機関の市情報公開審査会も昨年、施行前の文書開示に応じるための制度創設を求めているが、改善されていない。

文書は浜岡原発の建設時に中部電と結んだ協定事項や、中部電から町への非公開の寄付金などを記載。13～14年ごろは公開されていたが、一部新聞が報道後に非公開となった。市は「誤って公開していた」という。

- (3) 原発関連文書につき、立地地元の御前崎市は以前は公開していたが、現在は公開を拒否していること。原発関連の交付金等が多額に支払われる立地地元の行政機関は、住民の利益でなく過度に電力会社の利益を優先していること。

48 平成30年10月24日 朝日新聞（甲G457）

- (1) 原発賠償の法改正案

責任の明確化 踏み込まず

- (2) あしかけ3年余。東京電力福島第一原発事故を教訓に始まった損害賠償制度の見直し議論は、いまの法律を微修正して終わる。当初検討された電力会社が負担する賠償額の増額や、国の賠償責任の明確化などの核心には踏み込まなかった。

国の責任を制度上認めるかどうかの議論を始めれば、そもそも原発にどこまで国民の血税を投入すべきかという難題に突き当たるはずだ。本来、政治がそこを決めてから制度の見直しをすべきだが、国会での本格的な議論には至っていない。

国は原発の再稼働となると、地元理解のため「前面に立つ」とエネルギー

一基本計画で定める。原発を推進するために「営業」はするが結果は保証しない。電力会社も責任を貫こうとしない。結局、原発に誰が責任を持つかあいまいなまま、法律改正の期限を迎え、議論は打ち切りになった。

- (3) 原発賠償の法改正が議論されたが、損害賠償の増額や国の賠償責任の明確化までは踏み込まれず、結局原発に誰が責任を持つかあいまいなままになってしまったこと。原発には議論を決着させることが困難なほどの多額の費用がかかるなど、損害の大きさがとてつもなくことになること。

49 平成30年10月25日 中日新聞（甲G458）

- (1) 女川1号機廃炉へ

東北電 34年経過，安全対策困難

- (2) 東北電力が、停止中の女川原発1号機（宮城県石巻市，女川町）を廃炉にする方針を固めたことが、分かった。運転開始から34年が経過した出力が小さい原子炉で、再稼働しても採算が見込めないことや安全対策の難しさから決断した。

- (3) 東北電力が運転開始から34年が経過した女川原発1号機を廃炉にすることを決めたこと。老朽原発には安全対策工事が難しいこと。

50 平成30年10月25日 朝日新聞（甲G459）

- (1) 浜岡原発の施設も検査へ

KYB 免震不正 再稼働に影響も

- (2) 油圧機器大手 KYB による免震・制震ダンパーの検査データ不正をめぐる、中部電力は24日、浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）の非常用施設で使う KYB 子会社製のダンパーを分解・検査する意向を明らかにした。状況により交換も求めるという。中電がめざす原発再稼働のスケジュール

に影響する可能性もある。

- (3) 浜岡原発の部品に、免震不正があった油圧機器大手 KYB の製品が使われていることが分かり、その検査がなされることが明らかになったこと。一つの部品の故障や不良が大きな事故を及ぼす原発は、その部品数の多さからしても事故の危険性が極めて高いものであること。

51 平成30年10月25日 朝日新聞（甲G460）

- (1) 泊原発「活断層なし」示せぬ根拠

火山灰層での立証断念 次は「段丘」 無理筋な説明 甘い認識

- (2) 北海道電力が再稼働をめざす泊原発1～3号機（泊村）をめぐる、原子力規制委員会の審査が長期化している。申請から5年を過ぎても、重要施設の下を通る断層が活断層ではないと証明できないからだ。活断層を否定できなければ、廃炉を迫られる。北海道電は、調査法を変えて証明に躍起だが、専門家からは疑問の声も上がる。

北海道電の主張が正しければ、周囲の地面を掘れば同じ火山灰の層が見つかるはずだ。ところが、追加調査をしても「出るはずのものが出ず、大変驚いた」（更田豊志・原子力規制委員長）。活断層でないとする根拠が揺らいだ。

再稼働に向け、都合のいい解釈で切り抜けようとしているのではないか。そんな姿勢が透けて見える。

原発の安全確保には、謙虚に自然と向き合う姿勢が欠かせない。

断層が動いた時期を判断できないならば、安全側に立って活断層と見なすほかない。解釈の溝が埋まらないままなら、再稼働は見通せなくなる。

- (3) 泊原発の施設内の直下を通る断層が確認されているが、それが活断層でないとする根拠が大きく揺らいでいること。それでも北電が再稼働にやっきに

なって再稼働をしようとしていること。電力会社は、危険性や地元住民の生活より、再稼働をさせて利益を得ることを優先していること。

52 平成30年10月27日 中日新聞（甲G461）

(1) 常陽 安全対策170億円

想定の3倍超、再稼働延期 高速実験炉

(2) 日本原子力研究開発機構は26日、高速実験炉「常陽」（茨城県大洗町）の再稼働に必要な安全対策工事費が当初想定約54億円から3倍以上の約170億円に増えると明らかにした。

(3) 高速実験炉「常陽」の再稼働に必要な安全対策工事費が当初想定約54億円から3倍以上の約170億円に増えることがわかったこと。原発には多額の費用がかかり、経済性の面でも大きな問題があること。

53 平成30年10月29日 中日新聞（甲G462）

(1) 福島の中間貯蔵 本格稼働1年

進む仮置き解消 残る疑念

(2) 環境省が、東京電力福島第一原発事故に伴う福島県内の除染で出た汚染土などを保管する中間貯蔵施設（福島県）を本格稼働させてから、28日で1年。汚染土の搬入が進み、県内各地の仮置きは一部で解消され始めた。一方、国は福島県外での最終処分を約束するが、道筋は見えないまま。中間貯蔵施設が最終処分場にされるのではないかと、この地元の不安は根強い。

(3) 福島の中間貯蔵が稼働して1年経ったが、最終処分場の道筋が未だ見えず、地元福島では中間貯蔵施設が最終処分場にされるのではないかとこの不安が強いこと。放射性廃棄物を引き受ける場所がなかなか決まらないように、原発が抱える問題性は根深いこと。

54 平成30年10月31日 朝日新聞（甲G463）

(1) 津波対策「関心持たず」

原発事故 東電元会長，了承を否定

- (2) 東京電力福島第一原発事故をめぐり，業務上過失致死傷罪で強制起訴された旧経営陣3人の第33回公判が30日，東京地裁であり，経営トップの社長や会長を務めた勝俣恒久被告（78）が被告人質問に答えた。勝俣氏は津波対策について「下が報告してこなかったのも特に関心を持たなかった」と供述し，自らが参加した「御前会議」などでの「報告・了承」を否定した。
- (3) 福島原発事故の刑事責任を問われている東電の元会長が，下が報告をしてこなかったのも津波対策に特に関心を持たなかったと述べたこと。電力会社のトップが自己の責任を逃れるために躍起になっていること。誰もが責任をとろうとしないのが原発であること。

55 平成30年11月6日 中日新聞（甲G464）

(1) 原発過酷作業 健康置き去り

福島第一車両整備の男性 過労死認定 月の残業100時間超

- (2) 東京電力福島第一原発で車両整備作業に従事し，いわき労働基準監督署に長時間労働による過労死と認められた福島県いわき市の自動車整備士，猪狩忠昭さん＝当時（57）＝は昨年10月に亡くなる直前の半年間，全ての月の残業時間が過労死ラインとされる80時間を超えていた。労災認定では原発敷地内への往復に要した時間も労働時間として認められ，原発事故後の現場の特殊性も考慮されたとみられる。
- (3) 福島原発事故の処理のために，その作業に従事した労働者が過労死したこ

と。原発事故は、事故の後でもこのような不幸な出来事まで引き起こしてしまふこと。

56 平成30年11月6日 朝日新聞（甲G465）

(1) 米，自然エネ革命進行中

風力・太陽光コスト低下で拡大

(2) 米国で風力発電と太陽光発電が大きくシェアを伸ばしている。公益財団法人・自然エネルギー財団（東京）で，同僚のロマン・ジスラー氏とともに米電力市場の動向を報告書にまとめた石田雅也氏に聞いた。

「2010年ごろから始まった風力発電と太陽光発電の急拡大は，次の『革命』と言っていいぐらいです。トランプ政権になって石炭火力や原子力発電に戻るのでは，という見方が日本にはありますが，実際にはそうはなっていません」

—報告書によると，風力発電設備（17年，累計）は8908万キロワットで10年から倍増，太陽光発電（同）は5104万キロワットで25倍になりました。なぜでしょう。

「コストの低下です。風力発電機の1キロワットあたり価格は08年の約1600ドルから16年には800～1100ドルに下がりました。

量産と大型化で発電量が増え，相対的にコストが下がったのです。太陽光発電システムの1ワットあたりコストも，中国製パネルの普及などで10年から17年にかけて4分の1以下になりました」

「日本政府のエネルギー基本計画は世界の流れから立ち後れています。自然エネルギーの価格が高く，量も少ない状況が続くと，海外の企業は事業拠点を日本から移すおそれがあります。」

(3) アメリカでは、飛躍的なコストの低下で風力発電と太陽光発電が大きく

シェアを伸ばしていること。原発を基幹電源とする日本のエネルギー基本計画は世界から立ち後れ、このままでは企業が日本から海外に拠点を移す恐れもあること。

57 平成30年11月7日 中日新聞（甲G466）

(1) 40年ルール形骸化進む

東海第二延長 導入時は順守強調

- (2) 原発の運転期間を原則40年とするルールは、福島第一原発事故後、民主党政権が導入した。運転延長は「例外中の例外」（当時の細野豪志原発担当相）と強調されていた。しかし、原子力規制委員会は東海第二を含め、3原発4基の運転延長を認めた。ルールの形骸化がさらに進んだ。

福島事故後、新規制基準や40年ルールができ、福島の原発を除き7原発10基の廃炉が決まった。いずれも出力が小さかったり、対策工事に巨額の費用がかかったりするため、電力会社の都合で廃炉の道を選んだ。

東海第二のような「老朽原発」では、分厚い鋼鉄製の原子炉圧力容器でさえ、強い放射線に長年さらされ、もろくなる。急な温度変化についていけず、割れる危険性も指摘されている。

- (3) 規制委員会が東海第二原発の運転延長を認めたことにより、運転期間を原則40年とするルールの形骸化がさらに進んだこと。老朽原発には老朽化による危険が指摘されていること。

58 平成30年11月8日 毎日新聞（甲G467）

(1) 東海第2原発「再稼働反対」命のため

地元福祉施設「避難耐えられぬ」

- (2) 日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）は、原子力規制委員会が

7日、最長20年の運転延長を認可し、再稼働に必要な国の審査がほぼ終わったが、過酷事故に備えた防災対策は課題が山積したままだ。自力避難が難しい高齢者を多く抱える医療機関や福祉施設（原発から3キロ）は避難手段の確保さえままならない。同村で福祉施設を経営する伏屋淑子さん（82）は「命を守るには再稼働反対しかない」と訴える。

東京電力福島第1原発事故では約4キロ離れた福島県大熊町の双葉病院の入院患者と、隣の福祉施設入所者が長距離避難を強いられ、50人が亡くなった。

- (3) 東海第2原発の再稼働がなされれば、福島原発事故の時のように入院患者が多数死亡することになるため、医療機関等が再稼働に反対していること。原発事故は、事故による直接の被害だけに収まらず多くの命を奪ってしまうこと。

59 平成30年11月9日 朝日新聞（甲G468）

- (1) トヨタ再生エネファンド

中電 数十億円規模出資へ

- (2) 中部電力は、トヨタ自動車が再生可能エネルギーの普及をめざして設立したファンドに参画する。出資額は数十億円規模になる見通し。大口取引先であるトヨタとの結びつきを強めるほか、エコ発電された電気の取扱いを増やすことで、ほかの電力会社との差別化をはかる。
- (3) 再生可能エネルギーが世界的な流れになる中で、ようやく国内の大手電力会社も、導入に本腰を入れ始めたこと。原発がなくなっていくのは必然的な流れであること。

60 平成30年11月10日 中日新聞（甲G469）

- (1) 社説 「原則40年」は、どこへ

原発延命

- (2) 原子力規制委員会が、日本原子力発電東海第二原発の運転延長を認可した。今のところ”不合格”になったケースはない。延命は特別厳しい審査に通ったものだけの「例外」ではなかったか。

一回限り最長20年の延長は、「例外中の例外」（当時の原発担当相）だったはずである。

これまでに延長申請があったのは、関西電力高浜1号、2号、同じ関電の美浜3号、そして今後の東海第二で4基。合格率100%である。「例外中の例外」が、のっけから4連続。40年の原則を守ったものは、いまだない。

原発事故を二度と起こさないための規則である。だとすれば、40年の原則を、おろそかにはできないはずなのだ。

- (3) 原発の稼働は40年が原則で、20年の延長は例外中の例外であったが、これまで延長申請があった全ての原発を規制委員会が認めていること。40年ルールはどこに行ったのかとの強い批判があること。

61 平成30年11月10日 毎日新聞（甲G470）

- (1) 原発避難路通行止め

7月豪雨で37カ所 複合災害懸念

- (2) 西日本や北海道を襲った7月の豪雨で、原発事故に備える住民避難計画で定めた避難経路のうち、土砂崩れや冠水などで通行止めになった道路が8道府県で計37カ所あったことが内閣府の調査で分かった。迂回路などが確保され孤立した地域はなかったが、原発事故との複合災害が起きた場合に避難道路として利用できるか検証が必要となりそうだ。

- (3) 7月の豪雨で、原発事故に備える住民避難計画で定めた避難経路のうち8道府県の計37カ所で土砂崩れや冠水などで通行止めになったこと。原発事故との複合災害が起きた場合の大きな不安が明らかになったこと。

62 平成30年11月13日 朝日新聞（甲G471）

- (1) 太陽光売電 買い物ポイント
イオンと中電 来年11月から
- (2) イオンと中部電力は12日、イオンの店舗で使う目的で自宅の太陽光発電の電気を中部電に売った個人に、イオンの店舗で使える買い物ポイントを提供するサービスを2019年11月以降に始めると発表した。
- (3) 大手電力会社が大手企業と提携して太陽光売電の普及のためにサービスを開始すると決めたこと。再生可能エネルギーの普及が電力会社においても進展していること。

63 平成30年11月20日 毎日新聞（甲G472）

- (1) 福島のスル 成長遅れ
食べ物から放射性物質？ 「人より被ばく多く」
- (2) 福島県内に生息する野生のニホンザルについて、福島第1原発事故後、成獣の骨髄で血液のもとになる成分が減ったり、胎児の成長が遅れたりしたとする研究成果が米科学誌に相次いで報告された。事故で放出された放射性セシウムを木の皮などの食べ物から取り込んだことなどによる被ばくの影響の可能性があるという。
- (3) 福島原発事故の放射性物質の影響が県内のスルに及んでいるとの報告がなされたこと。人間にもこれから被ばくの影響が出てくる可能性が強いこと。原発は人間の人体にも大きな影響を及ぼし、子や孫まで健康被害を及ぼすこ

と。

64 平成30年11月21日 朝日新聞（甲G473）

(1) 3原発評価やり直し

規制委方針 降灰過小想定の可能性

- (2) 原子力規制委員会は21日、関西電力美浜、大飯、高浜の3原発（いずれも福井県）の火山噴火による降灰量が想定より多かった可能性があるとして、3原発への影響を再評価することを決めた。運転中の4基の停止までは求めない見通し。規制委が新規制基準に適合すると認めた原発で、自然災害の影響評価のやり直しは異例だ。今後、具体的な方法などを決める。

事故時などに使う非常用ディーゼル発電機が目詰まりなどを起こし、正常に動かなくなる恐れが考えられるという。

- (3) 規制委員会が、美浜、大飯、高浜の3原発の火山噴火による降灰量が想定より多かった可能性があるとして、3原発への影響を再評価すると決めたこと。この結果、この3原発の適合性判断は問題であったことが明白であり、今すぐ稼働を止めるべきであること。

65 平成30年11月22日 朝日新聞（甲G474）

(1) 3原発 異例の再評価へ

規制委方針 降灰量の想定見直し

- (2) 原子力規制委員会は21日、福井県にある関西電力美浜、大飯、高浜の3原発の火山噴火による降灰量が関電の想定より多かった可能性があるとして、3原発への影響を評価する方針を決めた。再稼働の前提となる規制委の審査を通った原発で、自然災害の影響評価をやり直すのは異例だ。

更田豊志委員長は、記者会見で「(火山噴火の) 想定が代わったので、改

めて各発電所にどれだけの降灰を考えるべきか検討してもらおう」と述べた。
運転中の4基の停止までは求めない見通しだ。

- (3) 規制委員会が、美浜、大飯、高浜の3原発の火山噴火による降灰量が想定より多かった可能性があるとして、3原発への影響を再評価すると決めたこと。この結果、この3原発の適合性判断は問題であったことが明白であり、今すぐ稼働を止めるべきであること。

66 平成30年11月27日 朝日新聞（甲G475）

- (1) 社説 原発と火山 新事実謙虚に対応を
(2) 新規制基準に適合ずみの原発について、自然災害の影響を改めて評価し直す。原子力規制委員会が、そんな異例の決定をした。関西電力の美浜、大飯、高浜の3原発（いずれも福井県）をめぐって、火山の噴火に関する新事実が浮かんできたためだ。

安全を最優先にするうえで当然の判断である。

降灰量が増えると、万が一の際の命綱である非常用発電機が正常に作動しない恐れがある。新たな事実がわかった以上、各原発でどれだけの降灰を想定するべきかを再評価し、さらなる対策の必要性を検討するのは自然な流れである。

その一方で規制委は、現在の3原発の火山灰対策に一定の余裕があることから、運転中の4基の停止までは求めない見通しだ。しかし、今後、安全を脅かす事実が明らかになった場合には、運転中の原発を止めることをためらってはならない。

- (3) 規制委員会が、美浜、大飯、高浜の3原発の火山噴火による降灰量が想定より多かった可能性があるとして3原発への影響を再評価すると決めたのであれば、この3原発の適合性判断は問題であったことが明白であり、

今すぐ稼働を止めるべきであると言われていること。

67 平成30年12月4日 中日新聞（甲G476）

(1) トルコ原発輸出断念へ

政府と三菱重 建設費増で交渉難航

- (2) 政府と三菱重工業が、共同で進めてきたトルコへの原発輸出を断念する方向で検討に入った。関係筋が明らかにした。建設費が5兆円と当初想定
の2倍にのぼる見込みとなり、安価な建設を求めるトルコ側との交渉が難
航しているためだ。

原発の建設費は世界的に上昇しており、海外への原発輸出は頓挫する例
が相次いでいる。ベトナムやリトアニアへの輸出も断念。東芝も原発子会
社だった米ウェスチングハウス・エレクトリックが経営破綻し、英国など
海外での建設事業から撤退した。

- (3) 政府と三菱重工業がトルコへの原発輸出を進めていたが、建設費が当初
の2倍かかることから交渉が難航し断念する方向になったこと。原発の建設
費は世界的に上昇しており、海外への原発輸出は相次いで頓挫していること。
世界の趨勢は脱原発に着実に向かっていること。

68 平成30年12月27日 日本経済新聞（甲G477）

(1) 守れぬ約束 再稼働に暗雲

中間貯蔵施設の候補地選定 越年 関電、福井県反発で立場苦しく。

- (2) 関西電力の使用済み核燃料の中間貯蔵施設の候補地選びが越年すること
になった。関電の岩根茂樹社長は26日、福井県を訪れて西川一誠知事に
「知事、県民におわびする」と謝罪した。福井県内に3つの原発を持つ同
社が候補地を県外で選び、年内に公表することは県との約束だった。地元

の反発は避けられず，再稼働を含め原発の運営に暗雲が垂れ込めている。

関電の使用済み核燃料の貯蔵プールは，6～9年程度で満杯になる見込み。搬出先の確保は関電にとって長年の課題だった。福井県側の反発で今後の高浜，美浜の原発3基の再稼働に地元同意が得にくくなり，スケジュールがずれ込む可能性が出てくる。長期的には，満杯になれば原発を稼働させられなくなる。

- (3) 関電の使用済み核燃料の中間貯蔵施設の候補地選びが約束が守れず越年することになったこと。関電の使用済み核燃料の貯蔵プールは，6～9年程度で満杯になる見込みだが、搬出先の確保について地元福井県の同意が得られなければ、高浜，美浜の原発3基の再稼働に地元の同意が得にくくなること。使用済み核燃料の貯蔵プールは解決が不可能なほど大きな負の問題であること。

以上